

8月の相談窓口ーお気軽にご相談くださいー相談は全て無料です

相談	日時		相談場所
人権相談	人権擁護委員が、皆さまの人権に関する相談をお受けします。直接、相談場所へお越しください。 問 =住民人権課 (☎739-3402)		
	12日(火)	午後1時30分~3時30分	役場本庁
消費生活相談	消費生活相談員が、消費生活トラブルにかかる相談をお受けします。電話または相談場所へお越しください。 問 =住民人権課 (☎739-3402)		
	毎週月・火・木曜日	午前10時~正午、午後1時~4時	役場本庁
生活人権相談	人権に関する問題や、配偶者や恋人からの暴力、生活に関する悩みごとなどの相談をお受けします。 問 =ふれあい文化センター (☎739-0370)		
	毎週金曜日	午前9時~午後5時 (※施設休館時は休止)	ふれあい文化センター
ひとり親家庭などの相談(要申込み)	就労支援、子育て支援、養育費、離婚前などの相談を、大阪府母子自立支援員がお受けします。電話相談は随時お受けします。 申 =箕面子ども家庭センター生活福祉課 (☎737-6878) 問 =福祉相談支援室 (☎738-7770)		
障害者(福祉サービス)相談(要申込み)	申 =福祉相談くすのき (☎752-1831) 問 =福祉相談支援室 (☎738-7770)		
	6日(水)	午後1時~4時	保健福祉センター
認知症・介護相談	物忘れ、受診しにくい、受診したがこれからどうしたらいいか迷っているなど、認知症について、本人や家族からの相談をお受けします。 問 =地域包括支援センター (☎733-2800)		
	毎月第1火曜日(要予約)	午後2時~4時(1人30分程度)	地域包括支援センター
行政相談(要申込み)	国の行政全般について行政相談員が相談や意見・要望を受け付け、公正・中立な立場から関係行政機関に必要なあっせんを行います。 問・申 =広報職員課 (☎739-3413)		
	相談日 20日(水)	申込み締切日 15日(金)	午前10時~正午 役場本庁
法律相談(要申込み)	多重債務、訪問販売などの消費者被害、離婚やDVなどの夫婦関係、児童虐待、遺産相続などの法律的な事柄について、大阪弁護士会所属弁護士が相談をお受けします。 問・申 =広報職員課 (☎739-3413)		
	相談日 12日(火) 26日(火)	申込み締切日 8日(金) 22日(金)	午後1時~4時 (1人30分) 吉川支所 または電話相談
	就労支援コーディネーターが、就労支援相談をお受けします。 申 =豊能北障害者就業・生活支援センター (☎723-3818) 問 =農林商工課 (☎739-3424)		
障害者雇用相談	27日(水)	午後1時~5時	保健福祉センター
教育相談	学習や進路・学校生活の悩み、進学資金など、教育全般についての相談を、教育専門主事がお受けします。電話相談も受け付けています。 問 =西公民館 教育相談室 (☎738-5399) または義務教育課 (☎739-3427)		
	毎週火・水・金曜日	午前9時~正午 午後1時~5時	西公民館(教育相談室)、または教育相談窓口(豊能町役場1階) 西公民館(教育相談室) 中央公民館(教育相談室)
	第2土曜日 第4土曜日		
児童家庭相談	・養護や育成に関することについて 問 =こども育成課 (☎739-3432) ・児童虐待に関することについて 問 =福祉相談支援室 (☎738-7770) (電話相談も受け付けています。)		
	「ここそら」: 子育てなどの相談を臨床心理士がお受けします。 問 =健康増進課 (☎738-3813)		
お困りごと相談	身近なことで相談したいときは、担当の民生委員・児童委員をご紹介します。 問 =福祉課 (☎739-3420)		
	20日(水)	午前10時~午後4時	保健福祉センター

町の木/スギ 町の花/タンポポ 町の鳥/ウグイス 町の面積



34.34km²

	人口	男	女	世帯数	
人の動き	R7.6月末日	17,586人	8,381人	9,205人	8,574世帯
	前月比	-17人	-5人	-12人	-7世帯
	転入等	転出等	出生	死亡	
	人口前月比の内訳	39人	34人	1人	23人